

第2次 津山市債権管理計画

～ 継続的取組による適正な債権管理の推進～

暮らし、
ほんもの。



令和3年3月

津山市

目 次

I 第1次津山市債権管理計画の実績・・・1

- 1 取組の成果と課題・・・2～4
- 2 収納率及び収入未済額の推移・・・5～7

II 第2次津山市債権管理計画・・・8

- 1 策定の趣旨・・・8
- 2 計画期間と目標・・・8
- 3 収納率及び収入未済額の目標・・・9～11
- 4 具体的な取組・・・12～13

I 第1次津山市債権管理計画の実績

本市では、市が有する債権について、市民負担の公平性を確保し、財政の健全化を図ること、及び法令の規定に従い全庁一体で効率的・効果的な取組を行うことを基本的な考え方とした「津山市債権管理適正化に関する基本方針」を平成28(2016)年10月に策定し、さらに、平成29(2017)年10月には「津山市債権管理条例」を施行し、債権管理の一層の適正化を図っているところです。

また、基本方針をより具体的に推進するため、主要な債権の収入未済額と収納率の目標を設定し、その取組内容を示した第1次津山市債権管理計画を平成29(2017)年8月に策定しました。

◆ 第1次津山市債権管理計画

計画期間 平成29(2017)年度から令和2(2020)年度までの4年間

目 標 収入未済額を約33億円から約29億9千万円へ約3億1千万円(約9%)の縮減

◆ 計画の対象とした債権

津山市の債権のうち平成28(2016)年度の時点で収入未済が発生していた次の債権

(1) 強制徴収公債権

市税、生活保護費返還金(一部)、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所負担金、児童扶養手当返還金(一部)、道路占用料、下水道受益者負担金・分担金、下水道使用料

(2) 非強制徴収公債権

生活保護費返還金(一部)、特別老人施設負担金、一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金、幼稚園使用料、児童扶養手当返還金(一部)、法定外公共物使用料、農業集落排水使用料

(3) 私債権

低所得者生業資金貸付金、生活改善資金貸付金、災害復旧資金貸付金、災害援護資金貸付金、補装具補助金・障害児福祉手当返還金、高齢者住宅整備資金貸付金、一般被保険者第三者納付金、定住促進団地貸地料(ハピネス団地)、市営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、水洗便所改造資金貸付金、奨学金返還金(旧加茂町分)、貸地料(五輪原)、有線施設修繕工事損害賠償金、簡易水道料金、水道使用料、嘱託員報酬返還金、津山市奨学金返還金

(注)生活保護費返還金及び児童扶養手当返還金に(一部)と標記があるのは、その性質により法令の区分が異なるためそれぞれに存在します。

(生活保護法第63条及び第78条、児童扶養手当法第23条の適用による場合)

1 取組の成果と課題

(1) 適正な管理に向けて

① 実態の把握

◆ 法令等の理解と活用 ◆ 債務者等の実態把握

全般

- ・強制調査権を活用し、複数にわたる滞納整理を合理的に行った

成果

- ・根拠法令を踏まえた対応方法の確立
- ・催告の徹底による接触機会の増加と実態把握
- ・滞納整理に向けた方向性の確立

課題

- ・人事異動に伴うノウハウの継承
- ・調査権がない債権についての情報収集
- ・所管課の全体的な対応能力の向上

② 債権発生時の留意

◆ 賦課・契約時の取り扱い ◆ 契約・決定等の通知

全般

- ・賦課原因を債務者等に周知し制度への理解に務めた

成果

- ・法令に基づく適正な賦課決定(事務手続の統一)
- ・賦課漏れの把握と対応
- ・基準の明確化と審査の強化

課題

- ・事務マニュアルの整備・更新

③ 日常管理

◆ 記録の整備 ◆ 納期内納付の推進 ◆ 進行の管理 ◆ 債権の保全

全般

- ・債権管理システム(電算)を活用した記録の整備、進行管理、情報共有を図った

成果

- ・システムによる迅速かつ合理的な事務管理
- ・システムによる進行管理
- ・システムによる事務漏れの防止

課題

- ・債権管理システムのさらなる活用
- ・キャッシュレス決済など納付環境整備
- ・口座振替利用率の向上
- ・職場内での実務者と進行管理者の役割分担による進行管理の明確化

(2) 滞納債権の回収に向けて

① 滞納が発生したとき

◆ 督促の徹底 ◆ 弁護士の活用

全般

- ・弁護士と定期的なヒアリングによる法的手続の推進を図った

成果

- ・早期着手による収納率向上
- ・法的手続活用による困難案件解決
- ・滞納整理方針決定の円滑化

課題

- ・職員の知識・経験不足の解消
- ・弁護士相談後の進行管理
- ・さらなる弁護士との連携

② 徴収の強化

◆ 強制徴収公債権 ◆ 非強制徴収公債権及び私債権

成果

- ・納税課との連携による徴収強化・ノウハウ取得(強制徴収公債権)
- ・民事訴訟等の法的手続の活用

課題

- ・強制徴収公債権の一元管理
- ・弁護士、サービサー等の活用検討
- ・現年度分滞納整理の強化

③ 徴収の猶予・停止、債権放棄

◆ 徴収の猶予 ◆ 徴収の停止 ◆ 債権放棄

全般

- ・大規模災害(新型コロナウイルス感染症等)で徴収の猶予及び停止による対応が図られた

成果

- ・破産者及び消滅時効到来分に対する債権放棄を実施

課題

- ・債務者死亡の場合は相続人調査等の膨大な事務の発生

(3) 債権管理のための環境整備に向けて

① 債権管理マニュアルの作成

◆ 共通マニュアルの作成 ◆ サブマニュアルの作成

全般

- ・人事異動及び事務のレベルアップに対応するマニュアルを整備した

成果

- ・総合マニュアル、サブマニュアルの作成

課題

- ・各マニュアルの更新
- ・法改正や判例などの反映

② 人材育成

◆ 研修制度の充実 ◆ 弁護士相談と指導

全般

- ・債権管理に関する基本的な知識の習得により、実務への活用を図った

成果

- ・職員の意識向上や能力向上

課題

- ・人事異動に伴う知識の継承
- ・監督・管理者に対する研修

③ 組織的な対応

◆ 債権管理適正化本部の設置

全般

- ・関係職員が問題点や成果を共有できるよう、本部会議を中心に課題の把握と解決に取り組んだ

成果

- ・市の方向性統一による公平性の確保

課題

- ・取り組み不十分なものがある
- ・徴収担当職員、管理者の意識高揚
- ・体制強化による債権管理の一元化

④ 法令整備

全般

- ・関係法令、通達等について常に情報収集を行い、関係者への情報共有が図られた

成果

- ・債権管理条例の制定
- ・市長専決事項に全般的な訴訟等に関する事項の追加

2-1 第1次津山市債権管理計画 収納率の実績値

(単位：%)

所管課	債権名	平成28年	令和元年	令和元年	令和2年	平成28年	令和元年	令和2年
		2017年 決算値①	2019年 目標値②	2019年 決算値③	2020年 目標値④	決算と比較 ③-①	目標と比較 ③-②	目標と比較 ③-④
人権啓発課	低所得者生業資金貸付金	0.0		0.0		0.0	0.0	0.0
	生活改善資金貸付金	73.6	98.8	1.5	99.2	△72.1	△97.3	△97.7
税制課	市税	96.2	96.0	97.3	96.3	1.1	1.3	1.0
環境生活課	緊急安全措置負担金			27.4		27.4	27.4	27.4
環境事業課	家庭ごみ処理手数料			0.0		0.0	0.0	0.0
生活福祉課	生活保護費返還金	22.8	30.9	35.7	31.6	12.9	4.8	4.1
	臨時福祉給付金	80.0	95.0	16.8		△63.2	△78.2	16.8
	災害復旧資金貸付金	0.0		0.0		0.0	0.0	0.0
	災害援護資金貸付金	1.5	3.6	2.2	3.7	0.7	△1.4	△1.5
障害福祉課	補装具補助金・手当返還金	0.0		38.5		38.5	38.5	38.5
高齢介護課	介護保険料	98.0	97.9	98.5	97.9	0.5	0.6	0.6
	特別老人施設負担金	91.7	92.5	94.4	93.5	2.7	1.9	0.9
	高齢者住宅整備資金貸付金	0.2	9.6	0.4	11.8	0.2	△9.2	△11.4
	介護保険第三者返納金			0.0		0.0	0.0	0.0
医療保険課	国民健康保険料	84.9	85.0	89.2	85.5	4.3	4.2	3.7
	後期高齢者医療保険料	99.1	99.0	99.0	99.1	△0.1	0.0	△0.1
	一般被保険者返納金	70.8	76.1	79.4	77.1	8.6	3.3	2.3
	一般被保険者第三者納付金	96.1	97.2	96.6	97.5	0.5	△0.6	△0.9
子育て推進課	児童扶養手当返還金	10.4	23.0	20.2	24.0	9.8	△2.8	△3.8
子ども保育課	保育所負担金	89.0	90.7	92.3	90.9	3.3	1.6	1.4
	幼稚園使用料	83.4	94.9	85.9	95.3	2.5	△9.0	△9.4
管理課	道路占用料	99.2	99.2	99.8	99.2	0.6	0.6	0.6
	法定外公物使用料	63.8	66.0	84.9	68.0	21.1	18.9	16.9
	市営住宅使用料	81.4	83.6	30.2	84.6	△51.2	△53.4	△54.4
	市営住宅共益費			76.2		76.2	76.2	76.2
	損害賠償金			23.2		23.2	23.2	23.2
	住宅新築資金等貸付金	56.8	85.0	2.0	80.0	△54.8	△83.0	△78.0
下水道課	下水道受益者負担金	76.8	77.4	92.7	78.4	15.9	15.3	14.3
	下水道受益者分担金	87.1	87.8	90.8	88.9	3.7	3.0	1.9
	下水道使用料	98.3	85.1	83.5	85.1	△14.8	△1.6	△1.6
	農業集落排水使用料	97.8	98.0	82.6	98.0	△15.2	△15.4	△15.4
	水洗便所改造資金融資損失金	19.2	55.6	0.0		△19.2	△55.6	0.0
加茂支所地域振興課	奨学金返還金	32.6	31.9	23.3	30.3	△9.3	△8.6	△7.0
	貸地料(五輪原農用地)	81.6	84.2	100.0	84.2	18.4	15.8	15.8
	貸地料(定住促進団地)	69.5	66.9	35.5	62.4	△34.0	△31.4	△26.9
勝北支所地域振興課	有線施設損害賠償金	0.0				0.0	0.0	0.0
業務課	水道使用料(旧簡易水道含)	98.4	89.0	90.6	89.0	△7.8	1.6	1.6
保健給食課	嘱託員報酬返還金	0.0	0.0	24.4		24.4	24.4	24.4
次世代育成課	津山市奨学金返還金	78.8	66.7	84.1	78.4	5.3	17.4	5.7

※第1次債権管理計画で、水道使用料及び下水道使用料については、一般的な市の債権と同様に収納整理期間を加味した目標値としていたが、本表は決算書等で使用される数字で収納率を記載している。

そのため第1次計画に比べ収納率の目標値は、水道使用料で収納率は△9.5%、下水道使用料で△13.9%となる。

※市営住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金については、第1次計画の目標値を現年分に限定していたため数値に大きな乖離がある。第2次計画はいずれの債権も現年分と過年分の合算として統一を図った。

2-2 第1次津山市債権管理計画 収入未済額の実績値

(単位：千円)

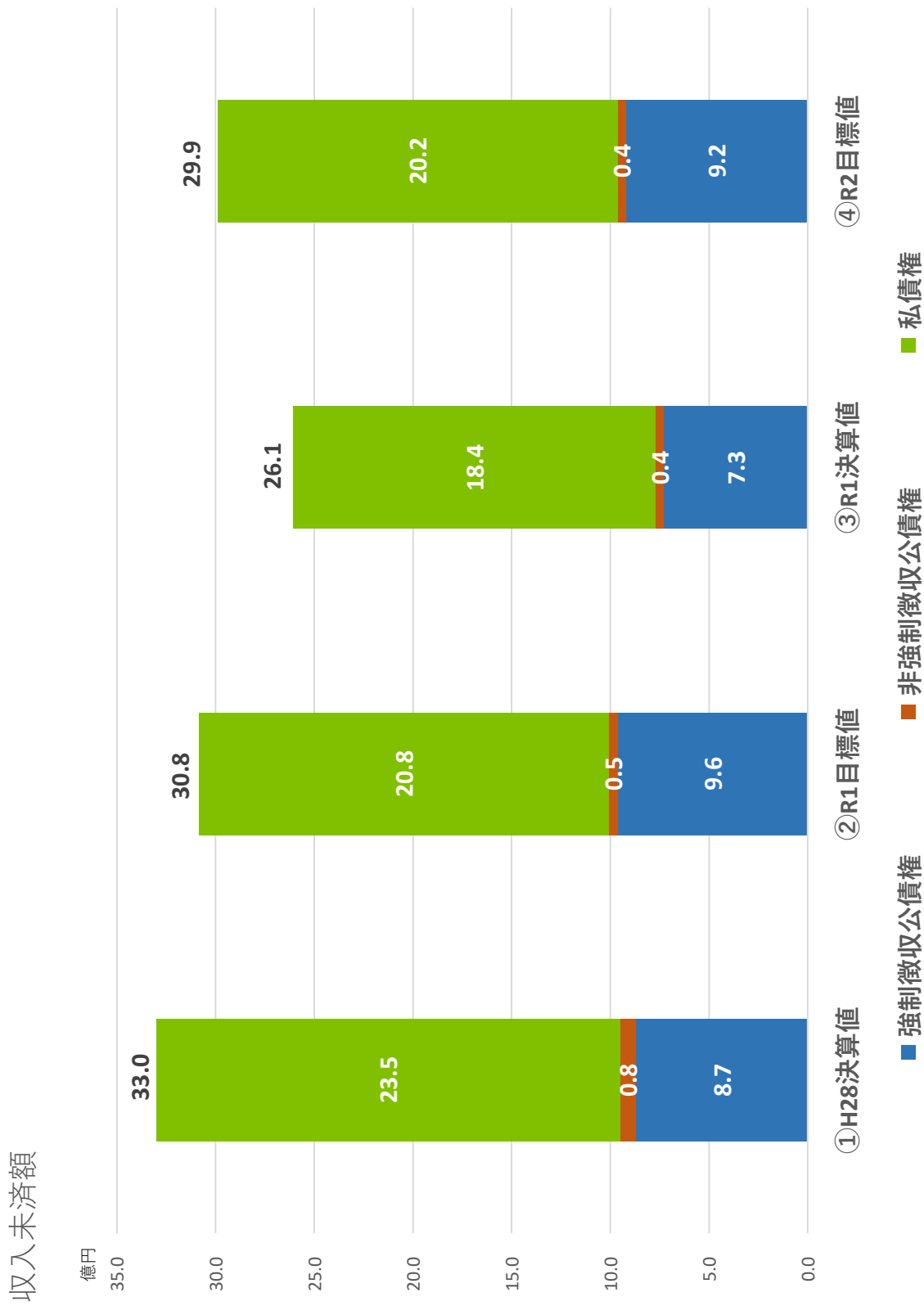
所管課	債権名	平成28年	令和元年	令和元年	令和2年	平成28年	令和元年	令和2年
		2017年	2019年	2019年	2020年	決算と比較	目標と比較	目標と比較
		決算値①	目標値②	決算値③	目標値④	③-①	③-②	③-④
人権啓発課	低所得者生業資金貸付金	2,432	0	1,804	0	△ 628	1,804	1,804
	生活改善資金貸付金	46,799	1,355	20,467	1,105	△ 26,332	19,112	19,362
税制課	市税	481,383	485,500	322,509	462,400	△ 158,874	△ 162,991	△ 139,891
環境生活課	緊急安全措置負担金			318		318	318	318
環境事業課	家庭ごみ処理手数料			6		6	6	6
生活福祉課	生活保護費返還金	56,993	33,000	23,266	32,500	△ 33,727	△ 9,734	△ 9,234
	臨時福祉給付金	93	0	272	0	179	272	272
	災害復旧資金貸付金	720	0	0	0	△ 720	0	0
	災害援護資金貸付金	34,706	24,861	13,272	23,941	△ 21,434	△ 11,589	△ 10,669
障害福祉課	補装具補助金・手当返還金	157	0	0	0	△ 157	0	0
高齢介護課	介護保険料	33,754	17,400	25,525	17,600	△ 8,229	8,125	7,925
	特別老人施設負担金	4,531	2,739	3,143	2,380	△ 1,388	404	763
	高齢者住宅整備資金貸付金	13,777	507	567	447	△ 13,210	60	120
	介護保険第三者返納金			270		270	270	270
医療保険課	国民健康保険料	255,610	218,400	166,329	203,200	△ 89,281	△ 52,071	△ 36,871
	後期高齢者医療保険料	7,107	3,050	8,328	2,960	1,221	5,278	5,368
	一般被保険者返納金	2,637	2,350	2,599	2,250	△ 38	249	349
	一般被保険者第三者納付金	536	386	507	336	△ 29	121	171
子育て推進課	児童扶養手当返還金	13,644	6,228	8,133	4,733	△ 5,511	1,905	3,400
こども保育課	保育所負担金	65,902	64,033	36,464	63,410	△ 29,438	△ 27,569	△ 26,946
	幼稚園使用料	2,849	687	377	673	△ 2,472	△ 310	△ 296
管理課	道路占用料	152	140	62	135	△ 90	△ 78	△ 73
	法定外公共物使用料	461	440	252	430	△ 209	△ 188	△ 178
	市営住宅使用料	221,773	246,991	229,955	253,512	8,182	△ 17,036	△ 23,557
	市営住宅共益費	158		178		20	178	178
	損害賠償金			5,360		5,360	5,360	5,360
	住宅新築資金等貸付金	1,757,195	1,543,392	1,307,183	1,486,811	△ 450,012	△ 236,209	△ 179,628
下水道課	下水道受益者負担金	6,369	7,401	3,747	7,243	△ 2,622	△ 3,654	△ 3,496
	下水道受益者分担金	3,279	3,070	2,399	2,929	△ 880	△ 671	△ 530
	下水道使用料	17,107	163,739	164,188	162,214	147,081	449	1,974
	農業集落排水使用料	490	257	3,416	223	2,926	3,159	3,193
	水洗便所改造資金融資損失金	504	0	424	0	△ 80	424	424
加茂支所地域振興課	奨学金返還金	827	198	198	138	△ 629	0	60
	貸地料(五輪原農用地)	522	434	0	434	△ 522	△ 434	△ 434
	貸地料(定住促進団地)	1,089	699	826	660	△ 263	127	166
勝北支所地域振興課	有線施設損害賠償金	91	0	0	0	△ 91	0	0
業務課	水道使用料(旧簡易水道含)	265,721	256,329	253,166	256,329	△ 12,555	△ 3,163	△ 3,163
保健給食課	嘱託員報酬返還金	41	0	31	0	△ 10	31	31
次世代育成課	津山市奨学金返還金	524	1,115	695	1,235	171	△ 420	△ 540
合計		3,299,933	3,084,701	2,606,236	2,990,228	△ 693,697	△ 478,465	△ 383,992

※第1次債権管理計画で、水道使用料及び下水道使用料については、一般的な市の債権と同様に納入整理期間を加味した目標値としていたが、本表は決算書等で使用される数字で記載している。

そのため収納未済額の目標値は第1次計画に比べ、水道使用料で2億1千6百万円、下水道使用料で1億5千2百万円金額が増となる。

※市営住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金については、第1次計画の目標値を現年分に限定していたため数値に大きな乖離がある。第2次計画はいずれの債権も現年分と過年分の合算として統一を図った。

第1次津山市債権管理計画 収入未済額の実績値



Ⅱ 第2次債権管理計画

1 策定の趣旨

適正な債権管理は、収入の確保による財政の健全化と市民負担の公平性を保つために、極めて重要です。

このため、本市では、全庁一丸となって適正な債権管理を行い、未収金の効率的かつ効果的な削減を目的として、津山市債権管理適正化本部を設置し、対応を行ってきました。

これまでの第1次計画に基づく取組の結果、未収金は着実に減少し、計画に定めた数値目標を達成するとともに、多くの所管課において適正な債権管理への取組が図られました。

今後、よりいっそう適正な債権管理を進め、依然として約26億1千万円にのぼる未収金をさらに縮減していくためには、既存の未収金の縮減に加え、新たな債権の発生を未然に防止することを含め、債権の発生から消滅に至るまでの一連の管理について、適宜、検証し、改善していく必要があります。

第1次債権管理計画の実施により、全庁的に債権管理に対する意識が高まり、これまでの取組を継続、定着させる必要があることから「～継続的取組による適正な債権管理の推進～」をテーマに第2次債権管理計画を策定するものです。

2 計画期間

令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日(5年間)まで

3 目 標

収入未済額全体の約21%縮減(基準年の令和元年度より約5億5千万円分)

3-1 第2次津山市債権管理計画 収納率の目標値

(単位：%)

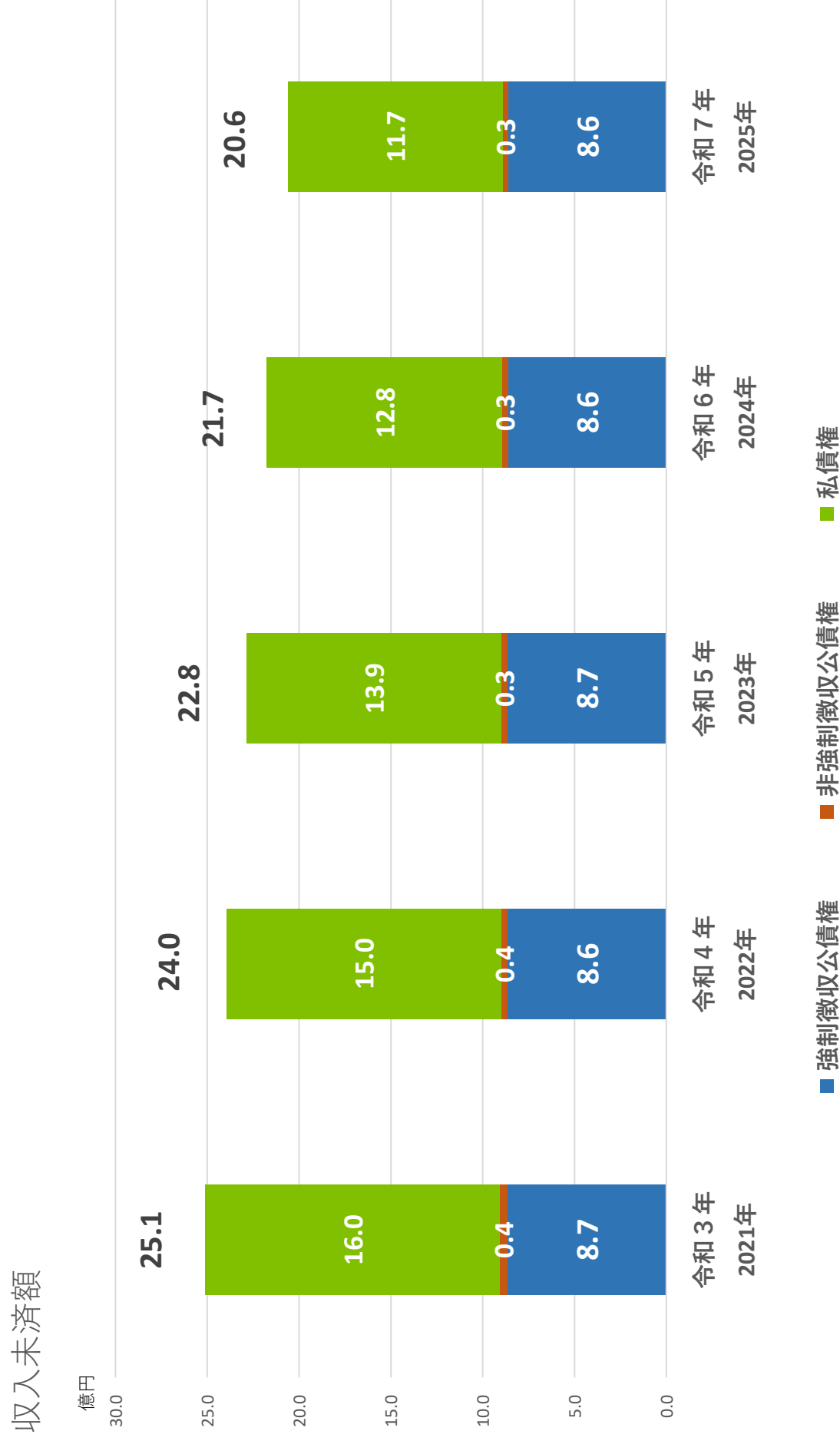
所管課	債権名	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年
人権啓発課	生活改善資金貸付金	1.5	4.0	4.0	5.0	5.7
税制課	市税	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
環境生活課	緊急安全措置負担金	7.7	12.5	16.7	23.7	31.8
生活福祉課	生活保護費返還金	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
	臨時福祉給付金	0.0	0.0			
	災害援護資金貸付金	2.1	2.7	2.8	2.9	2.9
高齢介護課	介護保険料	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	特別老人施設負担金	96.2	97.1	97.7	97.7	97.7
	高齢者住宅整備資金貸付金	23.7	31.0	44.9	81.6	100.0
	介護保険第三者返納金	29.3	41.4	100.0		
医療保険課	国民健康保険料	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0
	後期高齢者医療保険料	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	一般被保険者返納金	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8
	一般被保険者第三者納付金	95.9	95.9	95.9	95.9	95.9
子育て推進課	児童扶養手当返還金	22.9	18.1	18.2	41.7	43.5
こども保育課	保育所負担金	92.5	92.6	92.7	92.8	92.9
管理課	道路占用料	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
	法定外公共物使用料	86.0	86.2	86.4	98.1	98.1
	市営住宅使用料	30.3	30.6	30.7	31.0	31.4
	市営住宅共益費	80.3	82.7	85.1	87.7	90.2
	損害賠償金	15.8	16.6	15.3	16.7	16.3
	住宅新築資金等貸付金	2.3	2.5	2.8	3.1	3.5
下水道課	下水道受益者負担金	92.9	93.0	93.1	93.2	93.3
	下水道受益者分担金	91.0	91.1	91.2	91.3	91.4
	下水道使用料	84.5	84.7	84.9	85.1	85.3
	農業集落排水使用料	83.1	83.3	83.6	83.8	84.1
	水洗便所改造資金融資損失金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加茂支所地域振興課	奨学金返還金	43.5	76.9	100.0	100.0	100.0
	貸地料（定住促進団地）	44.1	54.2	75.9	100.0	
業務課	水道使用料（旧簡易水道含）	90.7	90.8	90.9	91.0	91.1
保健給食課	嘱託員報酬返還金	19.2	23.8	31.3	45.5	100.0
次世代育成課	津山市奨学金返還金	92.8	95.4	96.5	97.4	98.1

3-2 第2次津山市債権管理計画 収入未済額の目標値

(単位：千円)

所管課	債権名	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年
人権啓発課	生活改善資金貸付金	2,000	1,000	800	700	660
税制課	市税	468,570	468,570	468,570	468,570	468,570
環境生活課	緊急安全措置負担金	597	697	645	429	429
生活福祉課	生活保護費返還金	22,500	22,000	21,500	21,000	20,600
	臨時福祉給付金	12	0			
	災害援護資金貸付金	8,132	7,912	7,692	7,472	7,252
高齢介護課	介護保険料	32,994	32,994	32,994	32,994	32,994
	特別老人施設負担金	2,163	1,673	1,303	1,303	1,303
	高齢者住宅整備資金貸付金	387	267	147	27	0
	介護保険第三者返納金	145	85	0		
医療保険課	国民健康保険料	187,250	187,250	187,250	187,250	187,250
	後期高齢者医療保険料	9,364	9,364	9,364	9,364	9,364
	一般被保険者返納金	3,103	3,007	3,081	2,995	2,763
	一般被保険者第三者納付金	534	537	537	537	537
子育て推進課	児童扶養手当返還金	6,400	4,647	1,498	1,400	1,300
こども保育課	保育所負担金	17,896	17,522	17,237	17,422	17,671
管理課	道路占用料	57	57	57	57	57
	法定外公物使用料	240	230	25	20	20
	市営住宅使用料	228,364	226,764	224,464	222,264	219,464
	市営住宅共益費	140	120	100	80	62
	損害賠償金	7,968	8,818	9,668	9,968	10,268
	住宅新築資金等貸付金	1,104,804	1,002,514	900,224	797,934	695,644
下水道課	下水道受益者負担金	3,817	3,977	7,090	6,767	6,776
	下水道受益者分担金	2,140	2,224	2,151	2,123	2,116
	下水道使用料	145,261	142,746	141,561	139,529	137,622
	農業集落排水使用料	3,492	3,398	3,389	3,324	3,269
	水洗便所改造資金融資損失金	424	424	424	424	424
加茂支所地域振興課	奨学金返還金	78	18	0	0	0
	貸地料(定住促進団地)	432	270	77	0	
業務課	水道使用料(旧簡易水道合)	250,700	246,700	242,700	239,700	235,700
保健給食課	嘱託員報酬返還金	21	16	11	6	0
次世代育成課	津山市奨学金返還金	445	325	265	205	145
合計		2,510,430	2,396,126	2,284,824	2,173,864	2,062,260

第2次津山市債権管理計画収入未済額の目標値



3 具体的な取組

第1次債権管理計画での取組を基に、次の項目を重点施策として、いっそうの債権管理の適正化を推進します。

(1) 全債権共通の取組

① 現年度分収納率の向上

◆ 新たな未収債権の発生防止

a) 早期着手

滞納額が増加しないように定期的な未納者の現況確認を行い、滞納が発生した時にはすぐに対応ができるようマニュアルを整備し事務手順を確立します。

b) 納付環境整備

納付の利便性を向上させるため、口座振替の推進並びにコンビニ収納の拡充とクレジット納付等の検討を行い、納付環境の整備に努めます。

c) 債権の性質等の周知

債権に対する理解を深めていただき、不当利得や制度誤認による不必要な債権を発生させることのないよう、その債権の持つ特性やペナルティ等を含めた丁寧な説明を行います。

◆ 体制の強化

a) 人材育成

初動体制を迅速に行えるよう、全ての債権所管課職員を対象に事案検討ワーキング会議や各種債権管理研修を実施し、実務者能力の向上を図ります。

b) 組織体制の強化

専門性をいっそう向上させるため、納税課等の組織力を強化し、全庁的なマネジメント及びサポートが行える体制を充実させます。

◆ 債権管理に係るシステムの活用

債権管理システムの機能を十分活用することにより、進行管理や履行漏れを防止し、事務の合理化と正確性の向上を図ります。

② 過年度分の未収金の整理

◆ 法的措置による回収

法的制約等により職権力による強制執行ができない非強制徴収債権について、債務者の経済状況や費用対効果等を検討し、訴訟等の法的措置を行うことにより、未収金回収を実施します。

◆ 不良債権の整理

すでに消滅時効の完成から何年も経過し、実質的に価値のない債権については不良債権とみなし、債権管理条例に沿った所定の手続を経た上で債権放棄を検討し、実益のある債権管理事務に注力します。

③ 全庁的取組の継続

津山市債権管理適正化本部を中心として、債権管理に関する取組をいっそう推進し、債権管理に対する認識を強めることにより、全庁的な意識の向上に努めます。

(2) 強制徴収公債権

① 専門性の向上

納税課を中心とした専門性の高い職員を核とし、そのノウハウが納税課以外の担当者全員に波及する体制を構築します。

② 組織強化

納税課へ強制徴収公債権を集約し一元的な対応をすることにより、迅速かつ合理的な債権管理が実施できる体制強化を検討します。

(3) 非強制徴収公債権・私債権

① 法的手段による未収金の回収

第1次債権管理計画で取り組んだ法的手段による未収金の回収について、第2次債権管理計画においても弁護士と連携した回収を継続して行います。

また、支払督促等の簡便な法的手段については、職員自らで取り組むことにより、で経費の削減とスピーディな対応を実施します。

② 書類等の整備

貸付金等の契約行為により債権債務が発生するものについては、滞納が発生した場合にスピーディかつ法的手段にスムーズに移行できるよう調査承諾書など各書類を整備します。

(4) PDCAサイクルによる点検と改善

① ワーキング会議の活性化

債権管理適正化本部に設置する担当者で構成されているワーキング会議について、債権管理に関する課題を共通認識し、その解決に向け迅速な取組ができるように会議の活性化を図ります。

② 進行管理の強化

日々の債権管理をはじめ、月次、半期、年次ごとにその内容を確認し、適正な管理ができるよう、進行管理者の役割を強化します。

③ サポート体制の強化

債権管理室を軸にしたサポート体制を充実させ、困難案件等への対応や全体のマネジメント強化及びPDCAによる取組を加速させます。